

Tax Analysis

香港税務

Hong Kong

Davy Yun

Tax Partner

Tel: +852 2852 6538

Email: dyun@deloitte.com.hk

Silent Li

Senior Tax Manager

Tel: +852 2852 6399

Email: silli@deloitte.com.hk

新たに公表されたアドバンス・ルーリング事案：所得源泉地の判定に関して厳しい線引き

2014年2月28日、香港内国歳入庁 (Inland Revenue Department = IRD) は売買所得の源泉地に関するアドバンス・ルーリング事案¹を公表した。2013年10月11日に発行された当該ルーリングにおいて、IRDは当該所得はオンショア所得であり、納税者は香港事業所得税を納める必要があると判断した。

本 Tax Analysis では香港の属地主義課税制度と IRD による一般的な解釈及び実務を概観した上で、今回公表された事案について考察及びコメントを加える。

属地主義 – 所得源泉地

香港は属地主義的な課税制度を採用しており、香港源泉所得（通常「オンショア所得」という）のみが事業所得税の課税対象とされる。オフショア所得に対しては一般的に事業所得税が課されない。内国歳入法 § 14 を根拠とするこの属地主義原則では、香港において生じ又は稼得された所得のみが事業所得税の課税対象となる。この原則自体は単純であるものの、個々の事例における所得源泉地の判断は納税者と IRD との間でしばしば問題となっている。所得源泉地を巡っては数多くの事例が訴訟に持ち込まれ、各段階の裁判所によって判決が出されている（例えば、*Hang Seng Bank*, *ING Baring*, *Magna Industrial Co.*などのケース）。したがって、判例法が所得源泉地に関する原則を確立している。

一般原則

所得源泉地の判定における大原則は「納税者がその利益を稼得するために何をし、それをどこで行ったかに着目する」ことである。言い換えれば、関連する所得を生み出すための活動とその活動場所を特定することが必要である。

売買所得

所得源泉地に関して影響力があるとされる *Hang Seng Bank* のケースにおいて、枢密院 (the Privy Council) は「決定的な要因は購入契約と販売契約が効力を生じた場所である」とした。したがって、購入と販売は売買所得の稼得において一般的に重要な行為であると考えられている。しかしながら、「効力発生」は様々な解釈できる可能性がある。

¹ アドバンス・ルーリング事案 No.54 (別紙 1 を参照)

Magna Industrial Co. Ltd のケースにおいて裁判官は「所得源泉地の判定において納税者が行った活動とその場所に注目する」という原則を確認した。裁判所は商品販売業においては商品が購入・販売された場所が重要であるとしたが、他の要素も考慮されるとした。例えば、商品がどのように調達・保管されたか、販売の勧誘がどのようになされたか、注文がどのように処理されたか、商品がどのように出荷されたか、資金繰りがどのように手当てされ、支払いがどのように行われたか等である。

ING Baring のケースにおいて終審法院は一般原則を支持した上で、所得源泉地の判定においては先行する又は付随する活動に注目するのではなく、関連所得を稼得するためのより重要な活動がどこで行われたかを考慮すべきであるということを確認した。

代理人に関する規定

所得源泉地の判定において所得が代理人を通じて稼得される場合には海外の代理人の行為を考慮すべきである。終審法院は *ING Baring* 事案において所得を生み出すための取引が納税者自身によって行われたか代理人によって行われたかを法的な意味で明らかにする必要は必ずしもないとした。当該取引が納税者の指示に基づいて行動する者によって納税者の代わりにかつ納税者の計算で行われたのであれば、それで十分である。

IRD の解釈と実務

所得源泉地の基本原則に関する IRD の見解は 2012 年の実務指針²21 号（改訂版）-所得源泉地（DIPN 21）に示されている。DIPN 21 は判例法を考慮した上で所得源泉地の判定における「活動テスト」の重要性を繰り返して述べている。すなわち、納税者が関連する所得を稼得するために何をし、どこで行ったかである。

売買所得

IRD は DIPN 21 において次のように述べている - 「*Hang Seng Bank* 事案において Lord Bridge が商品の売買所得は売買契約の発効場所において稼得されると述べたとき、彼は単に契約が法的に実行された場所を意味したのではなかった（なぜならこれはオファーと受諾に関する正式な法的ルールに依存するからである）」 IRD は *Magna* 事案におけるアプローチを支持し、売買所得の源泉地の判定においては所得稼得のために行われたすべての活動（注文の勧誘、交渉、契約締結、資金繰り、出荷、契約遂行）を考慮するとしている。言い換えれば、IRD は「効力発生」を契約前から契約後までのすべての活動を包含ものと解釈しているようである。

IRD は DIPN 21 において売買所得に関しては所得按分の問題は生じないということを確認している。売買所得はそのすべてが課税となるか非課税となるかのどちらかである。

代理人に関する規定

DIPN 21 は別の者が海外で行った活動は直ちに香港の納税者に帰せられるべきではないと述べている。DIPN 21 はまた、企業グループのうちの 1 社の所得の源泉が同グループの別の会社の活動に帰せられることがあるという考え方を否定している - 「納税者が企業グループのメンバーであるという事実にとらえず、納税者自身の活動を吟味することが必要である。所得の源泉はそれを生み出した納税者の活動に帰せられなければならない、グループ内の別の会社に帰せられるべきではない。所得源泉の問題において企業グループの活動は考慮されるべきではない。しかしながら、適切な事例において関係会社が納税者の代理として活動している場合には、その活動の度合いを確認するために当該関係会社の活動は考慮される。」

アドバンス・ルーリング事案 No.54

アドバンス・ルーリング事案 No.54 における納税者は衣料品を海外関連製造会社から購入し、海外の非関連顧客に販売する商事会社である。納税者は香港の関係会社（C 社）と事務所を共用している。納税者は香港外に支店を有し（海外支店）、香港外に連絡事務所を有している（海外事務所）。

海外の営業会社（F 社）が顧客と販売条件について交渉して納税者の海外支店に紹介し、海外支店は注文書を回収して販売の確認を開始する。販売取引のオファーと受諾は海外支店の幹部によって行われ、管理されている。海外支店は海外製造会社への発注も開始する。海外支店は商品の生産を監視し、海外製造会社との間で出荷スケジュールの調整も行う。海外支店は船積港及び商品原産国が香港と記載された商品送り状を顧客に対して発行し、輸出申告書類一式を作成する。

² 内国歳入庁内における解釈と実務指針（Departmental Interpretation and Practice Notes – DIPN）には法に関する IRD の解釈と実務が記載されている。これらは納税者や納税代理人への情報提供のために公表されるもので法的拘束力はない。

納税者は取引決済のために香港に銀行口座を保有する。また、香港の関連会社である C 社の保証によって香港の銀行から貿易取引に関する融資も受けている。信用状は納税者が香港で管理している。

(事実関係の概要はこの Tax Analysis の別紙 1 を参照のこと。別紙 2 にはグループストラクチャー、売買取引の概要、香港及び海外で行われる活動の一覧表を掲載している。)

私どもの考察

IRD のルーリング

IRD は当該所得はオンショア所得であり、納税者には香港事業所得税が課されるとのルーリングを下した。公表された注釈によると以下のとおりである。

- IRD は銀行からの貿易融資の取得を売買契約の諸条件の効力を発生させる行為の一つであるとみなした。IRD は信用状の発行と貿易融資の交渉及び決済は商事会社にとって必要不可欠な要素であり、商業的な見地から実務上無視できないと指摘した。本事案では、納税者の香港事務所が香港の銀行から貿易融資を受けた。IRD は納税者の行為によってグループが低利での貿易融資を受けることが可能となり、したがって、納税者が問題となる所得を稼得できるのは香港における行為によるものであるという見解を示した。
- IRD は売買取引の開始、交渉そして締結段階における納税者の関与度合いは明らかではないと判断した。IRD は F 社から紹介された注文を拒否する権利が納税者にあるか否か、C 社の取締役が納税者の代理で取引を行うことができるか否かについては不明であるとした。
- IRD は、仮にすべての当事者がその有する機能、資産、リスクにしたがって利益を分与されたとしたら、香港の納税者に帰せられる所得が香港外源泉であると結論づけることは難しいという見解を取った。

私どものコメント

貿易融資は決定的要因か？

納税者の香港における活動は貿易融資（支払・回収のための銀行口座の維持、信用状のアレンジを含む）に限られる。IRD は貿易融資を収益獲得活動（納税者が問題となる所得を得るためにした行為）であるとみなしたようであり、得られた所得は香港源泉として事業所得税の課税対象になるという結論を導いた。

本事案における IRD の見解と結論は意外なものと言える。所得源泉地の判定においては、所得を得るための「支配的要因」の場所を特定することが必要である。特に、商品売買所得に関しては所得按分が認められない（所得のすべてがオンショアとなるかオフショアとなるかのどちらか）のである。上述のとおり、ING Baring 事案判決において「先行する又は付随する活動は所得源泉地の判定において考慮外とすべきである」ということが確認された。貿易融資は明らかに商品売買業務の「一部」ではあるが、売買の開始・交渉・締結の場所といった商品売買業務の他の側面を無視することはできない。貿易融資の場所は、それが問題となる所得の稼得において支配的要因でない限り、納税者の所得発生場所を決定づけるものではない。ほとんどの場合において、貿易融資は先行する又は付随する活動であるバックオフィス機能の一つであり、所得源泉地の判定において考慮外とすべきである。

1989 年の判決において調停機関 (Board of Review) は売買所得を生み出す「支配的要因」を特定するために尽力した³。判決は次のように述べている - 「長官が課税しようとしている所得は、販売代金の受領や商品購入代金の支払いといった単なる書類上の手続きが香港で行われたために生じたのではない。この種の貿易取引を考える場合、所得は金銭の受領や支払いからは生じない。同様に、所得はどこか別のところで既になされた交渉内容が反映された注文の処理から生じるのではない。香港を融資の場所として利用したからといって、香港が所得源泉地であることにはならない。このような行為は我々の眼前にあるような事例ではすべて付随的行為であって所得源泉地の決定要因ではない。」

DIPN 21 において IRD は (売買契約の) 「効力発生」の意味するところは、注文の勧誘、交渉、契約締結、資金繰り、出荷、契約遂行といった所得稼得のためになされたすべての関連活動を含むべきであると述べている。しかしながら、本事案では貿易融資の重要性を他のすべての機能（それらは香港外で行われている）の上位に位置づけているように思える。私どもはこれが適切な考え方であるとは思わない。

³ D59/89 (1989) 5 IRBRD 11.

海外事務所、海外支店、海外代理人の活動

ルーリングの注釈において、IRD は売買取引の開始、交渉そして締結段階における納税者の関与度合いが明らかではないと述べている。しかしながら、納税者は売買契約の開始、交渉、締結のために海外支店を設け、商品の生産管理と出荷スケジュール管理のために事務所を設置していることに注意すべきである。更に、納税者は海外にある F 社から海外顧客の紹介を受けている。IRD は所得源泉地に判定において海外支店や海外事務所の役割がなぜ考慮されないのか明確に説明していない。

IRD はルーリングにおいて納税者が F 社によって開始された特定の注文を拒否する権利を有するか否かが明らかでないとしている。仮に F 社が納税者の指示に基づき、納税者のために納税者の計算において注文を取得することを納税者が証明できるとしたらどうなるだろうか。この場合、F 社は納税者の代理人であるから、海外で行われる F 社の活動（注文の勧誘）は所得源泉地の判定において考慮されるべきである。そのような場合でも稼得される所得はオンショア所得だと言えるだろうか。

また、IRD は C 社（香港会社）の取締役が納税者を代理して取引することが出来るかどうか明らかでないという。C 社は香港の会社であるから、もし取締役が香港において納税者の代わりに取引をした場合には所得源泉地に影響を及ぼすだろう。しかし、公表されたルーリングではこの点に関してこれ以上の情報はない。IRD はルーリングにおいて重要であると考えられる特定の事実に関して不確かな点がある場合には、ルーリング申請者と情報を確認するかあるいは適切な仮定を設ける（実際に IRD はよくそうしている）。私どもは不明確な情報に基づくルーリングが一般納税者にとって有用な情報になるとは思わない。

香港の納税者に帰せられる所得

IRD はルーリングの注釈において、仮にすべての当事者がその有する機能、資産、リスクにしたがって利益を分与されるとしたら、香港の納税者に帰せられる所得が香港外源泉であると結論づけることは難しいだろうと述べている。公表情報では納税者は F 社にマーケティング・フィーを支払うということしか書かれておらず、対象取引に関する移転価格の取決めに関して詳細な情報はない。IRD はこの結論を導くための背景についてははっきりと説明していない。IRD は、もし海外の会社が香港外で行った行為に対して適切な利益を得ているとしたら、香港の会社（すなわち納税者）に残された利益はそれが香港で行った行為に対するものに他ならないと言っているようである。もしこれが IRD の見解であるとしたら、納税者の海外拠点（支店と事務所）や香港外にある代理人によって行われる行為（上述したようにこれらは納税者に帰せられる）を無視しているように思われる。

今後への影響

アドバンス・ルーリングは市民・企業に対する一般情報として公開されるものである。それらは納税者に対して法的拘束力は持たないが、一般に論点となった事項に関する IRD の見解を示すものとされる。

No.54 のルーリングは納税者にとって望ましいものではない。IRD の結論に影響を及ぼした非公表情報があるかどうかは明らかではない。しかしながら、公表された情報と私どもの分析に基づくと、IRD は所得源泉地の判定に関して厳しい姿勢を取っているようである。IRD が No.54 事案でルーリングを求められた見解に賛成しないとしたら、ただ単に申請者にアドバンス・ルーリングを発行し、公表しないということも出来ただろう。IRD がこのルーリングを公表したということは売買所得に係るオフショア申請に関してより強固な姿勢を取るということを示している。私どもは No.54 事案は属地主義課税原則の発展が一步後退するものであると考える。今後、特に貿易融資のような活動が香港で行われるケースに関しては IRD がオフショア申請に容易に同意しない可能性がある。この点に関して、関係する納税者はオフショア・ストラクチャーの構築や実際のオフショア申告の前に専門家のアドバイスを求めるべきである。既にオフショア申告をしている納税者に関しては IRD が調査又は再調査をしようとする前に現在のオフショア申告を注意深く再点検するべきである。

別紙1 – アドバンス・ルーリング事案 No.54

(IRD のウェブサイト <http://www.ird.gov.hk/eng/ppr/advance54.htm> から引用)

1. 法令上の該当条項

このルーリングは内国歳入法 (Inland Revenue Ordinance = IRO) § 14 に関して適用する。

2. 背景

- (a) 会社は香港において設立された非公開有限責任会社である。会社は A 国に居住する A 家と B 国に居住する B 家によって共同保有されている。会社の取締役はすべて非香港居住者である。
- (b) A 家と B 家は衣料品業界における提携パートナーであり、それぞれ香港で設立された C 社の持分を 50% ずつ保有している。
- (c) D 国に所在する D1 社と D2 社、E 国に所在する E 社（合わせて「海外製造会社」という）は C 社の衣料品子会社である。
- (d) A 家にすべての持分を保有される F 国所在の F 社はマーケティング活動全般のコーディネートをやっている。A 家の取締役と A 国、D 国、E 国に居住するグループ A の幹部は顧客と連絡を取り、売買の交渉をし、顧客から注文を取得し、売買注文を海外製造会社に送る。
- (e) 商品は海外製造会社が直接顧客に出荷する。商品は香港を通過しない。
- (f) C 社は F 社に対してグループ A から紹介された売上の 5% のフィー（以下「マーケティング・フィー」という）を支払う。

3. 取引の内容

- (a) 会社は非関連者である海外顧客と海外製造会社との間の仲介役として設立された。海外製造会社から衣料品を購入し、顧客に販売する。
- (b) 会社は C 社と事務所を共用しており、会計事務所を通じて香港に登録事務所を有している。
- (c) 会社は香港外に支店を有している（以下「海外支店」という）。
- (d) 会社は D 国に連絡事務所を有し、E 国にも同様の事務所を設置しようとしている（以下総称して「海外事務所」という）。
- (e) 現在海外製造会社で働いている従業員の何名かは海外支店及び海外事務所に派遣される予定である。
- (f) A 家の取締役は F 社を代表して顧客と販売条件の交渉を行う。顧客は F 社によって紹介されるが、F 社は顧客と販売契約を締結する権限は有していない。顧客からの問合せや連絡はすべて海外支店に転送される。
- (g) F 社へのマーケティング・フィーは会社によって支払われる。
- (h) 海外支店は注文書を回収し、販売確認を開始する役割を持つ。販売取引のオファーと受諾は海外支店の幹部によって行われ、管理されている。
- (i) 海外支店は海外製造会社に購買注文を出す。
- (j) 海外事務所は商品の製造を監視し、海外製造者と出荷スケジュールを管理する。
- (k) 海外支店は船積港及び商品原産国が香港と記載された商品送り状を顧客に対して発行し、輸出申告書類一式を作成する。これらの書類の控えは交渉と債権回収のために会社の香港事務所に渡される。
- (l) 会社は海外製造者への支払いと顧客からの代金回収のために香港に銀行口座を保有する。会社は C 社の保証を受けて香港の銀行から貿易融資を受けている。
- (m) 会社は香港で経理職員と事務職員を雇い、信用状の処理、銀行への提示、銀行口座・記録の維持管理を行わせる予定である。
- (n) すべての銀行書類は香港に居住する C 社取締役によって署名される。

4. ルーリング

会社は上述の取引から得られる所得に関して IRO § 14 の規定に基づいて香港事業所得税を納付しなければならない。

5. ルーリングの適用期間

このルーリングは 2013/14 課税年度から 2015/16 課税年度に適用される。

6. 将来事象その他に関して長官が設定した重要な仮定

長官は特段の仮定は設定していない。

7. ルーリングの発行日

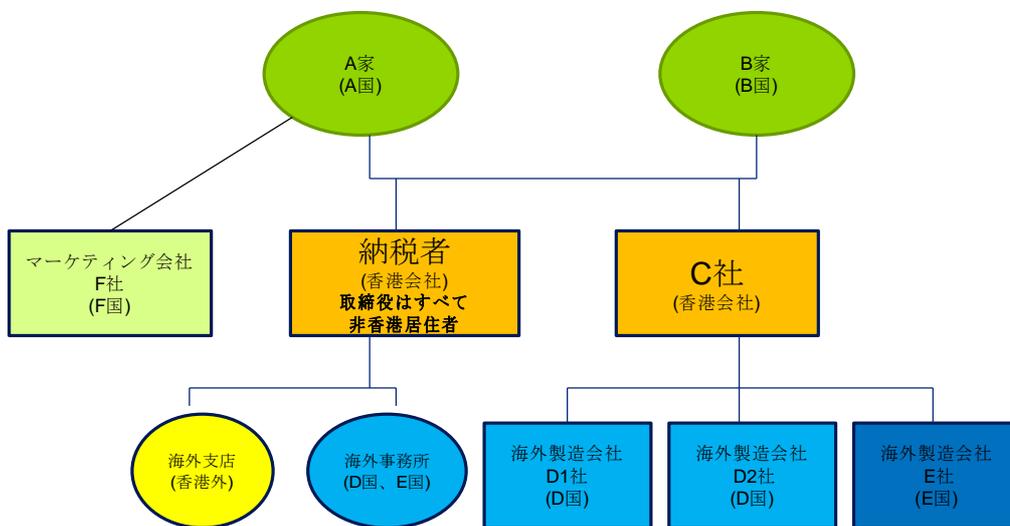
2013 年 10 月 11 日

8. 注釈

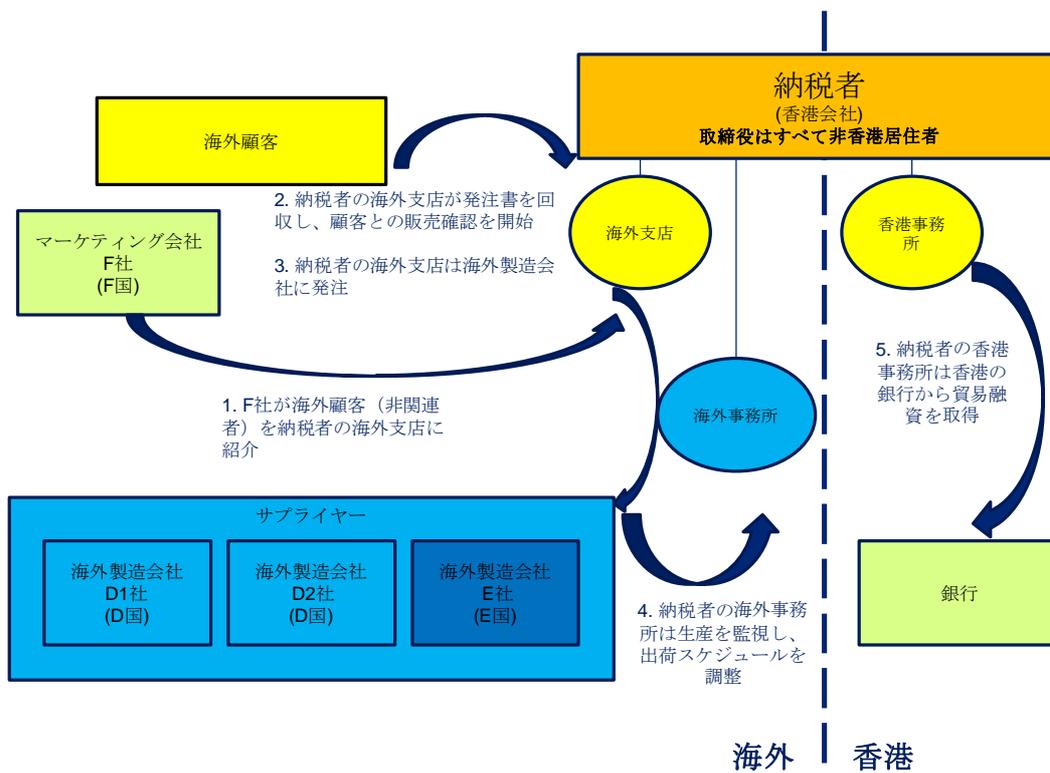
- (a) IRO § 14 に基づくと、香港で事業活動を行うすべての者は香港から生じ又は香港から獲得された所得に対して事業所得税の納付する義務がある。
- (b) 商事会社の事業は売買契約の効力を発生させることであると考えられる。この「効力発生」という概念にはオファーを受諾するという決定以上のものを含む。銀行からの貿易融資の取得は売買契約の諸条件を発効させるためであると解される。
- (c) 信用状の発行と貿易融資の交渉及び決済は商事会社の事業にとって必要不可欠な要素である。これらは商業的な見地から実務上無視することはできない。
- (d) 仮にすべての当事者がその有する機能、資産、リスクにしたがって利益を分与されるとしたら、香港の納税者に帰せられる所得が香港外源泉であると結論づけることは難しい。
- (e) 当事案においては、売買取引の開始、交渉そして締結段階における会社の関与度合いは明らかではない。F 社から紹介された注文を拒否する権利が会社にあるか否か、C 社の取締役が会社の代理で取引を行うことができるか否かは明らかではない。
- (f) 商品は原産地が香港とされ香港で船積みされるため、香港を通過する可能性がある。
- (g) 会社の香港事務所は香港に銀行口座を保有し、融資に関して銀行と取引書類の交渉を行う。貿易取引の決済を発効させるため、香港の C 社取締役によって許可されたすべての銀行書類を取り扱う。会社の行為によってグループが低利での貿易融資を受けることが可能となる。会社が問題となる所得を稼得できるのは香港における行為によるものである。

(この注釈は法的拘束力のあるものではない。)

グループストラクチャー



取引の流れ



別紙2 - アドバンス・ルーリング事案 No.54

香港及び香港外で行われる活動の一覧表

香港	香港外（海外）
<ul style="list-style-type: none">• 登録事務所• 仕入先への支払いと顧客からの回収のための銀行口座の維持• 信用状のアレンジ• 銀行書類の署名• 送り状に船積港として記載（但し、実際には香港を通過しない）	<ul style="list-style-type: none">• 顧客との販売条件の交渉（F社）• 注文書の回収（海外支店）• 販売確認の開始（海外支店）• 販売契約の締結（海外支店）• 海外製造会社への発注（海外支店）• 商品製造の監視、海外製造会社との出荷スケジュール調整（海外事務所）• 送り状と輸出書類の作成（海外支店）• 出荷のアレンジ（海外製造会社）

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : kevnng@deloitte.com.cn

香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : "NTC") は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、"Tax Analysis"、"Tax News"などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1708
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

松山 明広
パートナー
TEL : +852 2852 1287
FAX : +852 2541 7392
Email : amatsuyama@deloitte.com.hk

香港

佐藤 康治
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6591
FAX : +852 3691 8984
Email : kosato@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 0976
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email : ssugihara@deloitte.com.hk

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢
シニアマネジャー
TEL : +86 10 8512 5524
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

香港

小川 康弘
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email : yaogawa@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**、**Deloitte Global Services Limited**、**Deloitte Global Services Holdings Limited**、**the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。